第十九条　地方自治法第二百六十条の二第十項（土地改良法第七十六条の十三第四項及び森林組合法第百条の二十二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で、前条第一項の台帳に記載した事項のうち当該各号に定める事項について行うものとする。

一　地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を行つた場合　前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項、同項第四号の事項（同項第五号から第七号までに掲げる住所と同一の場合は、その住所を除く。）、同項第五号から第七号までに掲げる事項（住所を除く。）、同項第八号及び第九号に掲げる事項

二　土地改良法第七十六条の十三第三項の通知があつた場合　前条第二項により読み替えて適用する同条第一項第一号から第三号までに掲げる事項、同項第四号の事項（同項第五号から第七号までに掲げる住所と同一の場合は、その住所を除く。）、同項第五号から第七号までに掲げる事項（住所を除く。）、同項第八号及び第九号に掲げる事項

三　森林組合法第百条の二十二第三項の通知があつた場合　前条第三項により読み替えて適用する同条第一項第一号から第三号までに掲げる事項、同項第四号の事項（同項第五号から第七号までに掲げる住所と同一の場合は、その住所を除く。）、同項第五号から第七号までに掲げる事項（住所を除く。）、同項第八号及び第九号に掲げる事項

第十九条　地方自治法第二百六十条の二第十項（土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第七十六条の十三第四項及び森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第百条の二十二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で当該各号に定める事項について行うものとする。

一　地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を行つた場合

イ　名称

ロ　規約に定める目的

ハ　区域

ニ　主たる事務所

ホ　代表者の氏名及び住所

ヘ　裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）

ト　代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）

チ　規約に解散の事由を定めたときは、その事由

リ　認可年月日

二　土地改良法第七十六条の十三第三項の通知があつた場合

イ　名称

ロ　規約に定める目的

ハ　区域

ニ　主たる事務所

ホ　代表者の氏名及び住所

ヘ　裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）

ト　代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）

チ　規約に解散の事由を定めたときは、その事由

リ　土地改良法第七十六条の十二第二項第五号の日又は同法第七十六条の十三第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日

三　森林組合法第百条の二十二第三項の通知があつた場合

イ　名称

ロ　規約に定める目的

ハ　区域

ニ　主たる事務所

ホ　代表者の氏名及び住所

ヘ　裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）

ト　代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）

チ　規約に解散の事由を定めたときは、その事由

リ　森林組合法第百条の二十第二項第七号の日又は同法第百条の二十二第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日